

北労発基 0327 第 8 号  
令和 6 年 3 月 27 日

関係機関・団体の長 殿

厚生労働省北海道労働局長  
(公印省略)

令和 6 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」  
の実施について (御依頼)

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 29 年から職場における熱中症予防対策の取組の一環として 4 月を準備期間、5 月から 9 月を取組期間として「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しており、本年も同キャンペーンを実施いたします。

昨年、北海道内の職場における熱中症の発生は、猛暑の影響もあり、休業 1 日以上の労働災害は、死亡 1 件を含む 153 件と前年 (30 件) と比較し大幅に増加したところです。

各事業場における熱中症対策においては、その予防が重要であり、熱中症の発生が集中する 7 月、8 月に向け早期に取組を行っていくことが必要です。

つきましては、熱中症による労働災害を防止するための取組を広く周知いたしたく、貴広報誌やメールマガジンの発信時における記事の掲載、各種会合等における関係事業場等への周知啓発につき、特段の御協力をお願い申し上げます。

担当：労働基準部健康課  
電話 011-709-2311 (内線 3563)

「STOP!熱中症!クールワークキャンペーン」を実施します

職場での熱中症予防対策を進めていただくため、5月から9月までを期間として「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

昨年は北海道内でも猛暑の影響で、職場での熱中症が153件(休業1日以上)と急増し、過去最多となりました。熱中症の発生は7月・8月に多く発生していることから、これらの時期に向け早い段階から予防対策に取り組むことが必要です。

取組に当たっては、熱中症予防のための指標である「暑さ指数(WBGT値)」の活用、設備対策、衛生教育などを実施願います。

熱中症に関する資料や講習動画等を用意していますので、詳しくは熱中症に関するポータルサイトをご覧ください。



厚生労働省 北海道労働局  
労働基準監督署(支署)



# STOP!熱中症

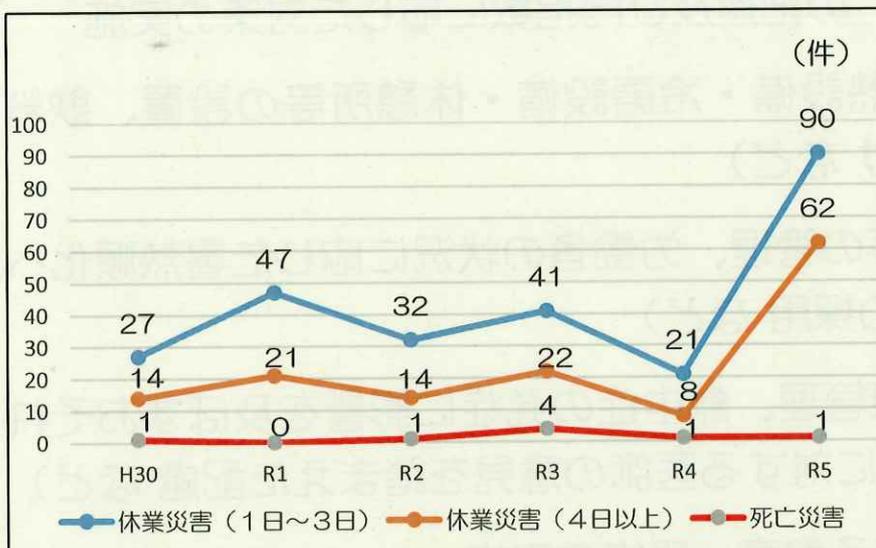
## クールワークキャンペーン

職場における熱中症対策の一環として、5月から9月を期間として「クールワークキャンペーン」を実施します。

各職場において、熱中症の予防対策に取り組みましょう。



### 1 北海道内での熱中症の発生状況



令和5年は、熱中症の発生が過去最多となりました。

業種別では、建設業（31.4%）、製造業（13.7%）、運輸交通業（6.5%）、接客娯楽業（6.5%）などとなっています。

令和5年では、屋外での発生が多いものの、屋内での発生も約43%となっています。屋内・屋外の状況に合わせた予防対策が必要です。

屋内・屋外別状況



### 2 暑さ指数（WBGT値）を把握し、活用しましょう！



暑さ指数とは、気温、湿度、日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境の3つの要素を取り入れた指標です。

暑さ指数をWBGT指数計で把握し、暑さ指数に応じた対策を講じることが必要です。

